
<小城市立地適正化計画> 事前届出制度の手引き

平成 30 年3月

(H30. 7. 15 都市再生特別措置法改正により一部改定)

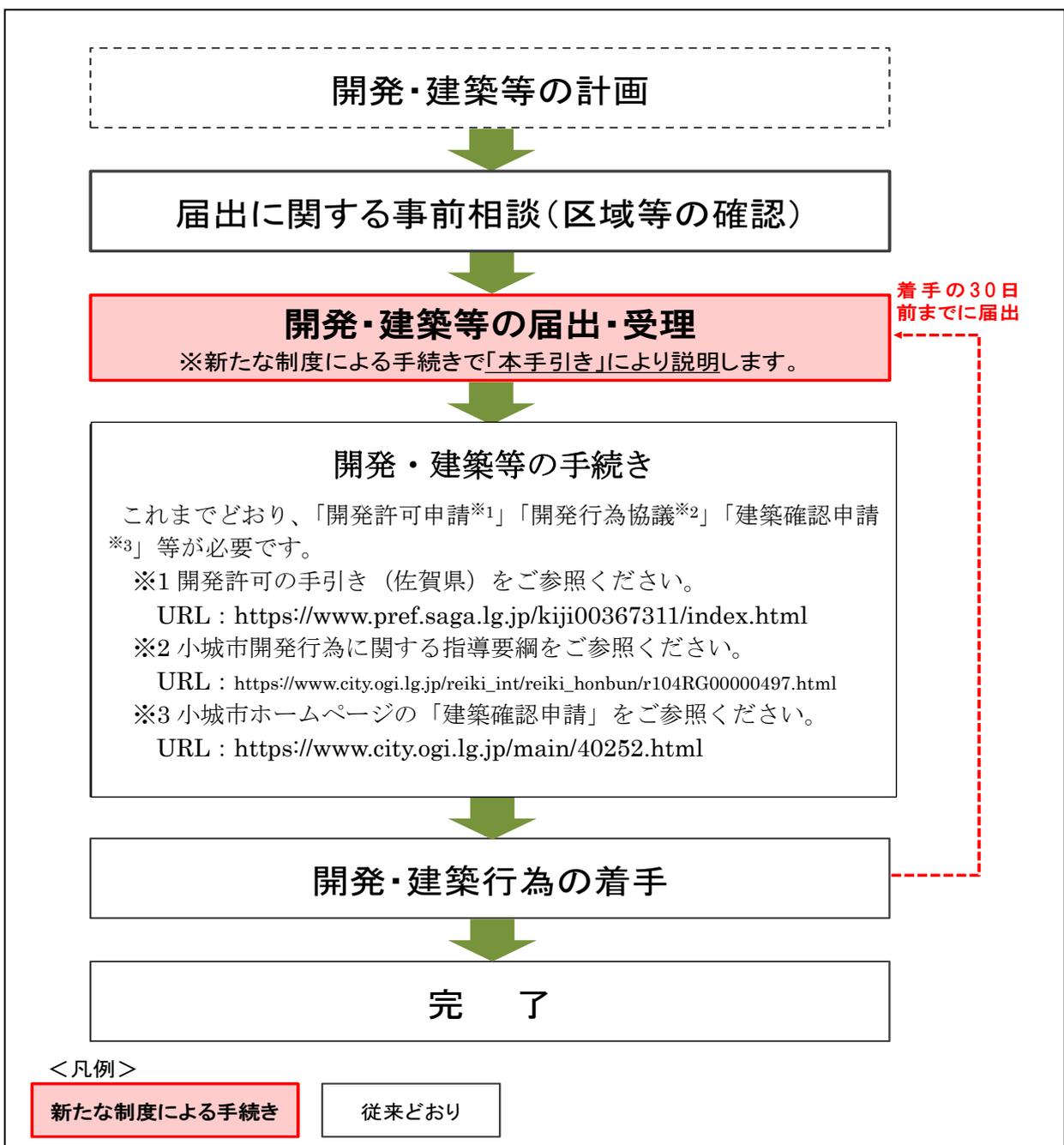
(R 6. 9. 5 一部改定)

小城市

1. 届出制の目的

- 事前届出は、居住や民間施設の立地を緩やかにコントロールするため、居住誘導区域外における一定規模以上の住宅開発等や都市機能誘導区域外における誘導施設の整備等を行おうとする場合、または都市機能誘導区域内で誘導施設の休廃止を行おうとする場合には、都市再生特別措置法に基づき届出が必要となります。
- 届出は、一定規模以上の開発行為又は建築等行為や、誘導施設を有する建築物の建築行為、開発行為及び休廃止の動きを把握するためのもので、対象となる行為を規制するものではありません。

2. 手続きの流れ



3. 居住誘導区域外における届出

3.1. 届出の対象となる場所

- 居住誘導区域外において、一定規模以上の開発行為又は建築等行為を行おうとする場合には、届出が必要となります。(都市再生特別措置法第 88 条第 1 項)
- 一体的な建築行為又は開発行為が行われる土地であって、居住誘導区域と居住誘導区域外を含む場合は、届出が必要となります。

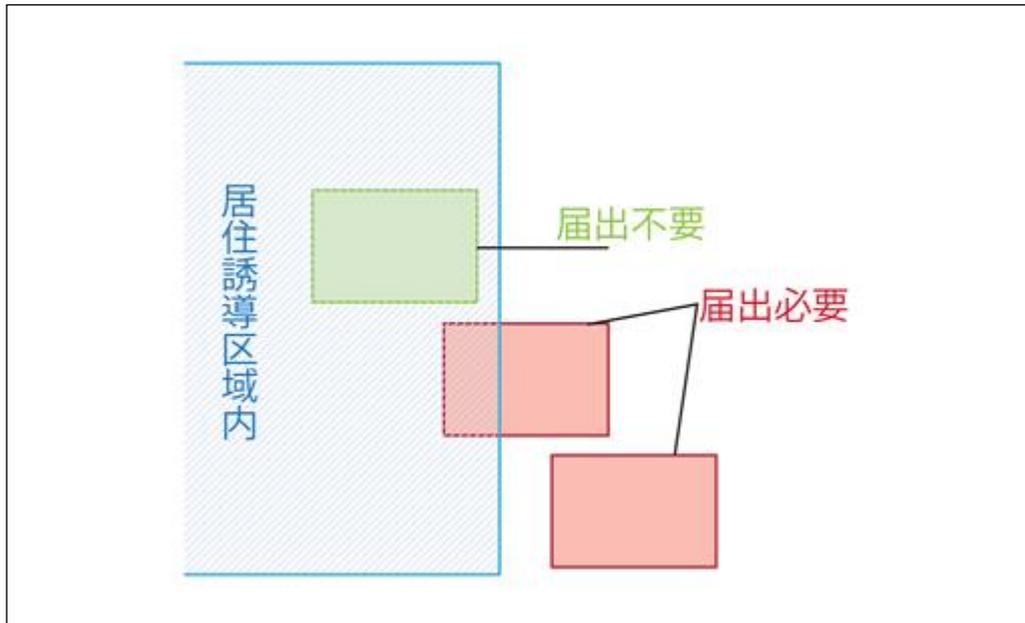


図 1 居住誘導区域における届出対象

3.2. 届出の時期

- これらの行為に着手する日の 30 日前までに届出が必要となります。(都市再生特別措置法第 88 条第 1 項)
- なお、開発許可申請及び建築確認申請等に先行して届出することが望ましいとされています。

3.3. 届出の対象となる行為

○ 届出の対象となる行為は、次のとおりです。

【開発行為】

- ・ 3戸以上の住宅の建築目的の開発行為
- ・ 1戸又は2戸の住宅の建築目的の開発行為で、その規模が1,000㎡以上のもの

【建築等行為】

- ・ 3戸以上の住宅を新築しようとする場合
- ・ 建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して3戸以上の住宅とする場合



図 2 居住誘導区域外における届出対象行為

<出典>国土交通省資料を基に作成

3.4. 届出書類

- 届出は、以下の区分により、所定の届出様式に添付図書を添えて行います。

| |
|--|
| <p>【開発行為の場合】</p> <p>(1) 届出書様式 1</p> <p>(2) 添付図書</p> <ul style="list-style-type: none">① 当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面 縮尺 1,000 分の 1 以上② 設計図 縮尺 100 分の 1 以上③ その他参考となる事項を記載した図書 <p>【建築等行為の場合】</p> <p>(1) 届出書様式 2</p> <p>(2) 添付図書</p> <ul style="list-style-type: none">① 敷地内における住宅等の位置を表示する図面 縮尺 100 分の 1 以上② 住宅等の 2 面以上の立面図及び各階平面図 縮尺 50 分の 1 以上③ その他参考となる事項を記載した図書 <p>【上記2つの届出内容を変更する場合】</p> <p>(1) 届出書様式 3</p> <p>(2) 添付図書；上記のそれぞれの場合と同様</p> |
|--|

3.5. 届出制度に関する注意事項

- 届出義務に関する規定が宅地建物取引業法に規定する重要事項説明の対象となります。
- 虚偽の届出や届出をしないで開発行為等を行った場合は、都市再生特別措置法に基づく罰則規定があります。

3.6. 届出を要しない軽易な行為

- 都市再生特別措置法施行令第 34 条の規定により、住宅等で仮設のもの又は農林漁業を営む者の居住の用に供するものの建築の用に供する目的で行う開発行為、住宅等の新築又は建築物を改築若しくはその用途を変更して住宅等とする行為については、同法第 88 条第 1 項に規定する届出を要しない場合があります。

4. 都市機能誘導区域外における届出

4.1. 届出の対象となる場所

- 都市機能誘導区域外において、誘導施設を有する建築物の建築行為又は開発行為を行おうとする場合には、届出が必要となります。(都市再生特別措置法第 108 条第 1 項)
- 都市機能誘導区域内において、誘導施設を休廃止する場合も届出が必要です。(都市再生特別措置法第 108 条の 2 第 1 項)
- 一体的な建築行為又は開発行為が行われる土地であって、都市機能誘導区域と居住誘導区域外を含む場合は、届出が必要となります。ただし、都市機能誘導区域と居住誘導区域を含む場合は、都市機能誘導区域に含めますので、届出は必要ありません。

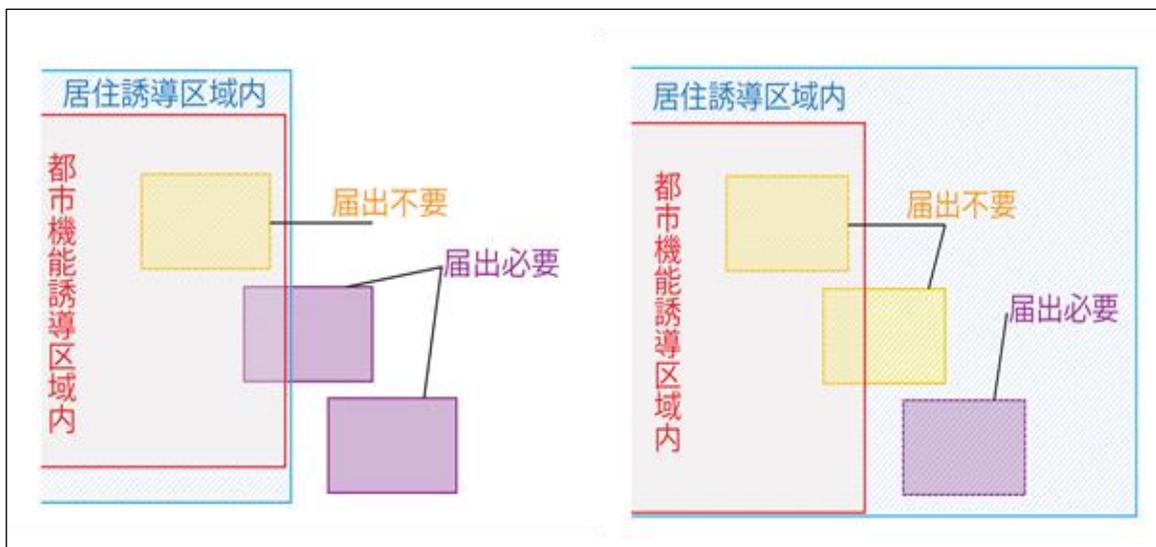


図 3 都市機能誘導区域における届出対象

4.2. 届出の時期

- これらの行為に着手する日の 30 日前までに届出が必要となります。(都市再生特別措置法第 108 条第 1 項)
- なお、開発許可申請及び建築確認申請等に先行して届出することが望ましいとされています。

4.3. 届出の対象となる行為

- 届出の対象となる行為は、次のとおりです。

【開発行為】

- ・ 誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為を行おうとする場合

【開発行為以外】

- ・ 誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合
- ・ 建築物を改築し、誘導施設を有する建築物とする場合
- ・ 建築物の用途を変更し、誘導施設を有する建築物とする場合

【誘導施設の休廃止】

- ・ 誘導施設を休止する場合（再開の意思があるもの）
- ・ 誘導施設を廃止する場合（再開の意思がないもの）

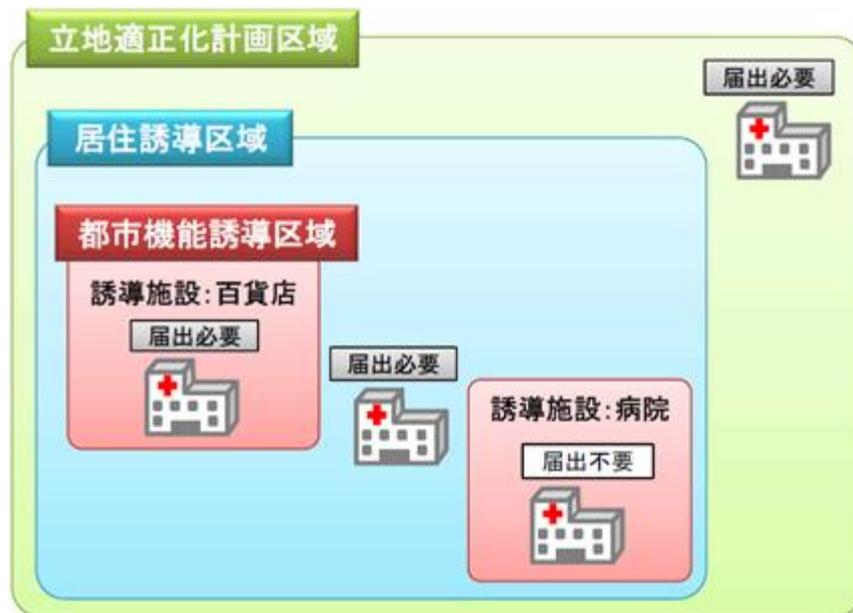


図 4 都市機能誘導区域外における届出対象行為

<出典>国土交通省資料

4.4. 事前届出の対象となる施設

○ 届出の対象となる都市機能誘導施設及び誘導区域については、以下のとおりです。

表 1 誘導施設の設定

| 大分類 | 小分類 | 都市機能誘導区域 | | | |
|-------------|---------------------|---------------|-----------------|----------------|---------------|
| | | 中心拠点 (小城町) | 地域拠点 (牛津町) | 生活拠点 (三日月町) | 生活拠点 (芦刈町) |
| 医療施設 | 病院 | ○ (維持) | — | — | — |
| | 診療所 (※1 小児科) | ○ (維持) | ○ (維持、※1 確保) | ○ (維持) | ○ (維持) |
| 行政施設 | 市役所 | — | — | ○ (維持) | — |
| | 支所・出張所 | ○ (維持) | ○ (維持) | — | ○ (維持) |
| | コミュニティセンター・ 公民館等 | ○ (維持) | ○ (維持) | ○ (維持) | ○ (維持) |
| 福祉施設 | 高齢者福祉施設【通所型】 | — | — | — | — |
| | 高齢者福祉施設【入所型】 | — | — | — | — |
| | 高齢者福祉施設【訪問型】 | — | — | — | — |
| | 保健福祉センター | — | — | — | — |
| 子育て支援 施設 | 児童館・児童センター | — | — | ○ (維持) | — |
| | 保育所 | — | — | — | — |
| | 認定こども園 | — | — | — | — |
| 教育文化 施設 | 幼稚園 | — | — | — | — |
| | 小学校 | — | — | — | — |
| | 中学校 | — | — | — | — |
| | 高等学校 | ○ (維持) | ○ (維持) | — | — |
| | 大学 | ○ (確保) | — | — | — |
| | 図書館・図書館分館 (室) | ○ (維持) | ○ (維持) | ○ (維持) | ○ (維持) |
| 商業施設 | スーパー | ○ (維持) | ○ (維持) | ○ (維持) | ○ (確保) |
| | ドラッグストア | — | — | — | — |
| | コンビニエンスストア | — | — | — | — |
| 金融施設 | 銀行・信用組合等 | ○ (維持) | ○ (維持) | ○ (維持) | — |
| | 郵便局 | ○ (維持) | ○ (維持) | ○ (維持) | ○ (維持) |

※ 都市機能誘導施設の定義は、8ページを参照してください。

※ ○印：都市機能誘導施設として位置付け、維持・確保する施設

—印：既存施設が都市機能誘導区域の周辺に立地しているため、利用圏域（小学校区程度）を考慮し、都市機能誘導施設としては位置付けない施設

※ 今後の検討に応じて、誘導施設については追加・変更を行う可能性があります。

表 2 誘導施設一覧表

| 大分類 | 小分類 | 定 義 |
|---------|-----------------|--|
| 医療施設 | 病院 | 医療法第 1 条の 5 に規定する病院及び診療所の内、内科・外科・整形外科・小児科のいずれかを診療科目としているもの |
| | 診療所 | |
| 行政施設 | 市役所 | 地方自治法第 4 条第 1 項に規定する施設 |
| | 支所・出張所 | 地方自治法第 155 条第 1 項に規定する施設 |
| | コミュニティセンター・公民館等 | 地域活性化の拠点として文化・交流等の都市活動・コミュニティ活動を支える施設の内、地域住民が利用できる集会議室機能を備える施設 |
| 福祉施設 | 高齢者福祉施設【通所型】 | 老人福祉法第 20 条の 2 の 2 に規定する入浴、食事等の介護、その他の便宜を供与する施設 同法第 20 条の 7 に規定する健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を供与する施設 |
| | 高齢者福祉施設【入所型】 | 老人福祉法第 20 条の 3 に規定する養護する施設 同法第 20 条の 4 及び第 20 条の 5 に規定する養護する施設 同法第 20 条の 6 及び第 29 条に規定する食事の提供その他必要な便宜を供与する施設 同法第 5 条の 2 に規定する認知症高齢者の入浴、食事等の介護その他日常生活上の援助をする施設 |
| | 高齢者福祉施設【訪問型】 | 老人福祉法第 20 条の 7 の 2 に規定する居宅において相談に応じ、助言その他の援助を総合的に行う施設 |
| | 保健福祉センター | 地域保健法第 18 条に規定する施設 |
| 子育て支援施設 | 児童館・児童センター | 児童福祉法第 40 条に規定する児童館等 |
| | 保育所 | 児童福祉法第 39 条第 1 項に規定する保育所 |
| | 認定こども園 | 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 3 条、第 17 条第 1 項に規定する認定こども園 |
| 教育文化施設 | 幼稚園 | 学校教育法第 1 条に規定する幼稚園 |
| | 小学校 | 学校教育法第 1 条に規定する学校 |
| | 中学校 | |
| | 高等学校・大学 | |
| | 図書館・図書館分館（室） | 図書館法第 2 条第 1 項に規定する図書館 |
| 商業施設 | スーパー | 大規模小売店舗立地法第 2 条第 2 項に規定する店舗面積 1,000 ㎡以上の商業施設（共同店舗・複合施設等含む）で、生鮮食料品を取扱うもの |
| | ドラッグストア | 大規模小売店舗立地法第 2 条第 2 項に規定する店舗面積 1,000 ㎡以上のもの |
| | コンビニエンスストア | 食品や日用雑貨など多数の品種を扱う小規模な店舗 |
| 金融施設 | 銀行・信用組合等 | 銀行法第 2 条に規定する銀行、中小企業等協同組合法第 3 条及び協同組合による金融事業に関する法律第 3 条に規定する信用組合、労働金庫法に基づく金庫 |
| | 郵便局 | 日本郵便株式会社法第 2 条第 4 項に規定する郵便局 |

表 3 届出の対象となる誘導施設と誘導区域

| 大分類 | 小分類 | 都市機能誘導区域外 | 都市機能誘導区域内 | | | |
|-------------|---------------------|-----------|---------------|---------------|----------------|---------------|
| | | | 中心拠点 (小城町) | 地域拠点 (牛津町) | 生活拠点 (三日月町) | 生活拠点 (芦刈町) |
| 医療施設 | 病院 | ○ | × | ○ | ○ | ○ |
| | 診療所 (※1 小児科) | ○ | × | × | × | × |
| 行政施設 | 市役所 | ○ | ○ | ○ | × | ○ |
| | 支所・出張所 | ○ | × | × | ○ | × |
| | コミュニティセンター・ 公民館等 | ○ | × | × | × | × |
| 福祉施設 | 高齢者福祉施設 【通所型】 | × | × | × | × | × |
| | 高齢者福祉施設 【入所型】 | × | × | × | × | × |
| | 高齢者福祉施設 【訪問型】 | × | × | × | × | × |
| | 保健福祉センター | × | × | × | × | × |
| 子育て支援 施設 | 児童館・児童センター | ○ | ○ | ○ | × | ○ |
| | 保育所 | × | × | × | × | × |
| | 認定こども園 | × | × | × | × | × |
| 教育文化 施設 | 幼稚園 | × | × | × | × | × |
| | 小学校 | × | × | × | × | × |
| | 中学校 | × | × | × | × | × |
| | 高等学校 | ○ | × | × | ○ | ○ |
| | 大学 | ○ | × | ○ | ○ | ○ |
| | 図書館・図書館分館(室) | ○ | × | × | × | × |
| 商業施設 | スーパー | ○ | × | × | × | × |
| | ドラッグストア | × | × | × | × | × |
| | コンビニエンスストア | × | × | × | × | × |
| 金融施設 | 銀行・信用組合等 | ○ | × | × | × | ○ |
| | 郵便局 | ○ | × | × | × | × |

※ ○印：届出必要 ×印：届出不要

4.5. 届出書類

- 届出は、以下の区分により、所定の届出様式に添付図書を添えて行います。

【開発行為の場合】

- (1) 届出書 ……………様式4
- (2) 添付図書
 - ① 当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面 縮尺 1,000 分の 1 以上
 - ② 設計図 縮尺 100 分の 1 以上
 - ③ その他参考となる事項を記載した図書

【建築等行為の場合】

- (1) 届出書 ……………様式5
- (2) 添付図書
 - ① 敷地内における建築物の位置を表示する図面 縮尺 100 分の 1 以上
 - ② 建築物の 2 面以上の立面図及び各階平面図 縮尺 50 分の 1 以上
 - ③ その他参考となる事項を記載した図書

【上記2つの届出内容を変更する場合】

- (1) 届出書 ……………様式6
- (2) 添付図書：上記のそれぞれの場合と同様

【誘導施設を休廃止する場合】

- (1) 届出書……………様式7
(必要に応じて位置図等の提出をお願いする場合があります。)

4.6. 届出制度に関する注意事項

- 届出義務に関する規定が宅地建物取引業法に規定する重要事項説明の対象となります。
- 虚偽の届出や届出をしないで開発行為や建築等行為を行った場合は、都市再生特別措置法に基づく罰則規定があります。

4.7. 届出を要しない軽易な行為

- 都市再生特別措置法施行令第 44 条の規定により、小城市立地適正化計画に記載された誘導施設を有する建築物で仮設のものの建築の用に供する目的で行う開発行為、誘導施設を有する建築物で仮設のものの新築又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して誘導施設を有する建築物で仮設のものとする行為については、同法第 108 条第 1 項に規定する届出を要しない場合があります。

- 各種届出様式 -

5. 各種届出様式

5.1. 様式 1

開発行為届出書

都市再生特別措置法第 88 条第 1 項の規定に基づき、開発行為について、下記により届け出ます。

年 月 日

小城市長 様

届出者 住 所

氏 名

| | | |
|-------------|------------------|------------------|
| 開発行為の概要 | 1 開発区域に含まれる地域の名称 | |
| | 2 開発区域の面積 | 平方メートル |
| | 3 住宅等の用途 | 戸建住宅 ・ 長屋 ・ 共同住宅 |
| | 4 工事の着手予定年月日 | 年 月 日 |
| | 5 工事の完了予定年月日 | 年 月 日 |
| | 6 その他必要な事項 | 住宅用区画数： |
| ※受付年月日・受付番号 | | 年 月 日 第 号 |
| ※受理年月日 | | 年 月 日 |
| ※特記事項 | | |

注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

注 2 ※印のある欄は記入しないこと。

<添付書類>

- ① 当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面 縮尺 1,000 分の 1 以上
- ② 設計図 縮尺 100 分の 1 以上
- ③ その他参考となる事項を記載した図書

【様式 1 の記入例】

開発行為届出書

都市再生特別措置法第 88 条第 1 項の規定に基づき、開発行為について、下記により届け出ます。

〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日

届出日を記入（行為の着手 30 日前まで）

小城市長 様

届出者 住所 〇〇市 〇〇町 〇〇番地〇〇
 〇〇〇〇株式会社
 氏名 代表取締役 〇 〇 〇 〇

開発行為における行為着手届の工事着手年月日を記入

| | | |
|-------------|------------------|------------------|
| 開発行為の概要 | 1 開発区域に含まれる地域の名称 | 小城市〇〇町〇〇 〇〇〇番地〇〇 |
| | 2 開発区域の面積 | 〇,〇〇〇.〇〇 平方メートル |
| | 3 住宅等の用途 | 戸建住宅 ・ 長屋 ・ 共同住宅 |
| | 4 工事の着手予定年月日 | 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日 |
| | 5 工事の完了予定年月日 | 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日 |
| | 6 その他必要な事項 | 住宅用区画数：〇〇区画 |
| ※受付年月日・受付番号 | | 年 月 日 第 号 |
| ※受理年月日 | | 年 月 日 |
| ※特記事項 | | |

注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

注 2 ※印のある欄は記入しないこと。

<添付書類>

届出書とあわせて提出

- ① 当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面 縮尺 1,000 分の 1 以上
- ② 設計図 縮尺 100 分の 1 以上
- ③ その他参考となる事項を記載した図書

【様式 2 の記入例】

住宅等を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して住宅等とする行為の届出書

該当する箇所に☑を記入

都市再生特別措置法第 88 条第 1 項の規定に基づき、

住宅等の新築
 建築物を改築して住宅等とする行為
 建築物の用途を変更して住宅等とする行為

について、下記により届け出ます。

〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日

小城市長 様

届出者 住 所 〇〇市 〇〇町 〇〇番地〇〇

氏 名 〇〇〇〇株式会社
代表取締役 〇 〇 〇 〇

| | | |
|--|------------------|------------------|
| 1 住宅等を新築しようとする土地又は改築若しくは用途の変更をしようとする建築物の存する土地の所在、地番、地目及び面積 | 所在・地番 | 小城市〇〇町〇〇 〇〇〇番地〇〇 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 面 積 | 〇,〇〇〇.〇 平方メートル |
| 2 新築しようとする住宅等又は改築若しくは用途の変更後の住宅等の用途 | 戸建住宅 ・ 長屋 ・ 共同住宅 | |
| 3 改築又は用途の変更をしようとする場合は既存の建築物の用途 | | |
| 4 その他必要な事項 | 着手予定年月日 | 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日 |
| | 完了予定年月日 | 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日 |
| | 戸 数 | 〇戸 |
| ※受付年月日・受付番号 | 年 月 日 第 号 | |
| ※受理年月日 | 年 月 日 | |
| ※特記事項 | | |

注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

注 2 ※印のある欄は記入しないこと。

<添付書類>

- ① 敷地内における住宅等の位置を表示する図面 縮尺 100 分の 1 以上
- ② 住宅等の 2 面以上の立面図及び各階平面図 縮尺 50 分の 1 以上
- ③ その他参考となる事項を記載した図書

届出書とあわせて提出

5.3. 様式3

| 行為の変更届出書 | | | |
|--|---|---|-----|
| | | 年 | 月 日 |
| 小城市長 | 様 | | |
| 届出者 住 所 | | | |
| 氏 名 | | | |
| 都市再生特別措置法第88条第2項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。 | | | |
| 記 | | | |
| 1 当初の届出年月日 | | 年 | 月 日 |
| 2 変更の内容 | | | |
| 3 変更部分に係る行為の着手予定日 | | 年 | 月 日 |
| 4 変更部分に係る行為の完了予定日 | | 年 | 月 日 |
| 注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。 | | | |
| 注2 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。 | | | |
| <添付書類（開発行為の場合）> | | | |
| ① 当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面 縮尺 1,000 分の 1 以上 | | | |
| ② 設計図 縮尺 100 分の 1 以上 | | | |
| ③ その他参考となる事項を記載した図書 | | | |
| <添付書類（建築行為の場合）> | | | |
| ① 敷地内における住宅等の位置を表示する図面 縮尺 100 分の 1 以上 | | | |
| ② 住宅等の 2 面以上の立面図及び各階平面図 縮尺 50 分の 1 以上 | | | |
| ③ その他参考となる事項を記載した図書 | | | |

【様式4の記入例】

開発行為届出書

都市再生特別措置法第108条第1項の規定に基づき、開発行為について、下記により届け出ます。

〇〇年 〇〇月 〇〇日

届出日を記入（行為の着手30日前まで）

小城市長

様

建築基準法施行規則別記様式の
主要用途を掲載し、「()」
に誘導施設の種類を記入

開発行為における行為着手届
の工事着手年月日を記入

届出者 住所 〇〇市 〇〇町 〇〇番地〇〇
〇〇〇〇株式会社
氏名 代表取締役 〇 〇 〇 〇

| | | |
|-------------|------------------|--------------------------------|
| 開発行為の概要 | 1 開発区域に含まれる地域の名称 | 小城市〇〇町〇〇 〇〇〇番地〇〇 |
| | 2 開発区域の面積 | 〇,〇〇〇.〇〇 平方メートル |
| | 3 住宅等の用途 | 生鮮食料品等の販売を主たる目的とする店舗 (スーパー) |
| | 4 工事の着手予定年月日 | 〇〇年 〇〇月 〇〇日 |
| | 5 工事の完了予定年月日 | 〇〇年 〇〇月 〇〇日 |
| | 6 その他必要な事項 | 生鮮食料品売場面積 〇,〇〇〇㎡ |
| ※受付年月日・受付番号 | | 年 月 日 第 号 |
| ※受理年月日 | | 年 月 日 |
| ※特記事項 | | |

誘導施設の詳細
(床面積等)を記入

注1 届出者が法人である場合には、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

注2 ※印のある欄は記入しないこと。

届出書とあわせて提出

<添付書類>

- ① 当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面 縮尺1,000分の1以上
- ② 設計図 縮尺100分の1以上
- ③ その他参考となる事項を記載した図書

【様式5の記入例】

誘導施設を有する建築物を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為の届出書

該当する箇所に☑を記入

都市再生特別措置法第108条第1項の規定に基づき、

誘導施設を有する建築物の新築
 建築物を改築して誘導施設を有する建築物とする行為
 建築物の用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為

下記により届け出ます。

届出日を記入（行為の着手30日前まで）

〇〇年 〇〇月 〇〇日

小城市長 様

届出者 住所 〇〇市 〇〇町 〇〇番地〇〇

氏名 〇〇〇〇株式会社
代表取締役 〇 〇 〇 〇

| | | |
|--|--------------------------------|-------------------------------|
| 1 建築物を新築しようとする土地又は改築若しくは用途の変更をしようとする建築物の存する土地の所在、地番、地目及び面積 | 所在・地番 | 小城市〇〇町〇〇 〇〇〇番地〇〇 |
| | 地目 | 宅地、田 |
| | 面積 | 〇,〇〇〇.〇 平方メートル |
| 2 新築しようとする建築物又は改築若しくは用途の変更後の建築物の用途 | 生鮮食料品等の販売を主たる目的とする店舗 (スーパー) | |
| 3 改築又は用途の変更をしようとする場合は既存の建築物の用途 | | |
| 4 その他必要な事項 | 着手予定年月日 | 〇〇年 〇〇月 〇〇日 |
| | 完了予定年月日 | 〇〇年 〇〇月 〇〇日 |
| | 誘導施設の詳細 | 生鮮食料品売場面積 〇,〇〇〇m ² |
| ※受付年月日・受付番号 | 年 月 日 第 号 | |
| ※受理年月日 | 年 月 日 | |
| ※特記事項 | | |

注1 届出者が法人である場合には、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

注2 ※印のある欄は記入しないこと。

<添付書類>

- ① 敷地内における建築物の位置を表示する図面 縮尺 100 分の 1 以上
- ② 建築物の 2 面以上の立面図及び各階平面図 縮尺 50 分の 1 以上
- ③ その他参考となる事項を記載した図書

届出書とあわせて提出

5. 6. 様式 6

行為の変更届出書

年 月 日

小城市長 様

届出者 住 所

氏 名

都市再生特別措置法第108条第2項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

記

1 当初の届出年月日 年 月 日

2 変更の内容

3 変更部分に係る行為の着手予定日 年 月 日

4 変更部分に係る行為の完了予定日 年 月 日

注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

注2 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

<添付書類（開発行為の場合）>

- ① 当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面 縮尺 1,000 分の 1 以上
- ② 設計図 縮尺 100 分の 1 以上
- ③ その他参考となる事項を記載した図書

<添付書類（建築行為の場合）>

- ① 敷地内における建築物の位置を表示する図面 縮尺 100 分の 1 以上
- ② 建築物の 2 面以上の立面図及び各階平面図 縮尺 50 分の 1 以上
- ③ その他参考となる事項を記載した図書

【様式6の記入例】

行為の変更届出書

届出日を記入（行為の着手30日前まで） → ○○年 ○○月 ○○日

小城市長 様

届出者 住所 ○○市 ○○町 ○○番地○○
氏名 ○○○○株式会社
代表取締役 ○ ○ ○ ○

都市再生特別措置法第108条第2項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

記

1 当初の届出年月日 ○○年 ○○月 ○○日

2 変更の内容 様式4若しくは様式5の届出日を記入 → ○○年 ○○月 ○○日

- ・ **工事着手予定日の変更**
変更前 ○○年○○月○○日 ⇒ 変更後 ○○年○○月○○日
- ・ **誘導施設を有する建築物の新築に係る土地の所在、地番、地目及び面積**
変更前 小城市○○町○○ ○○○番地○○、宅地：○,○○○.○○㎡
変更後 小城市○○町○○ ○○○番地○○、宅地：○,○○○.○○㎡
○○○番地○○、田：○○○㎡

3 変更部分に係る行為の着手予定日 ○○年 ○○月 ○○日

4 変更部分に係る行為の完了予定日 ○○年 ○○月 ○○日

注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

注2 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

<添付書類（開発行為の場合）>

- ① 当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面 縮尺 1,000 分の 1 以上
- ② 設計図 縮尺 100 分の 1 以上
- ③ その他参考となる事項を記載した図書

<添付書類（建築行為の場合）>

- ① 敷地内における建築物の位置を表示する図面 縮尺 100 分の 1 以上
- ② 建築物の 2 面以上の立面図及び各階平面図 縮尺 50 分の 1 以上
- ③ その他参考となる事項を記載した図書

5.7. 様式 7

誘導施設の休廃止届出書

年 月 日

小城市長 様

届出者 住 所
氏 名

都市再生特別措置法第 108 条の 2 第 1 項の規定に基づき、誘導施設の（休止・廃止）について、下記により届け出ます。

記

- 1 休止（廃止）しようとする誘導施設の名称、用途及び所在地
名 称：
用 途：
所在地：
- 2 休止（廃止）しようとする年月日
- 3 休止しようとする場合にあつては、その期間
- 4 休止（廃止）に伴う措置
(1) 休止（廃止）後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がある場合、予定される当該建築物の用途

(2) 休止（廃止）後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がない場合、当該建築物の存置に関する事項

注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載してください。

- 2 4 (2) 欄には、当該建築物を存置する予定がある場合は存置のために必要な管理その他の事項について、当該建築物を存置する予定がない場合は当該建築物の除却の予定時期その他の事項について記入してください。

【様式7の記入例】

誘導施設の休廃止届出書

届出日を記入（行為の着手30日前まで）

〇〇年〇〇月〇〇日

小城市長 様

届出者 住所 〇〇市〇〇町〇〇番地〇〇
氏名 〇〇〇〇株式会社
代表取締役 〇〇〇〇

都市再生特別措置法第108条の2第1項の規定に基づき、誘導施設の（休止（**廃止**））について、下記により届け出ます。

記

1 休止（**廃止**）しようとする誘導施設の名称、用途及び所在地
名称：〇〇〇〇
用途：スーパー
所在地：小城市〇〇町〇〇番地〇〇

2 休止（**廃止**）しようとする年月日
〇〇年〇〇月〇〇日

3 休止しようとする場合にあっては、その期間

（1）か（2）のいずれかを記入

4 休止（**廃止**）に伴う措置

（1）休止（**廃止**）後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がある場合、予定される当該建築物の用途

（2）休止（**廃止**）後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がない場合、当該建築物の存置に関する事項

建物は取り壊し、跡地を売却予定。

除去予定時期：〇〇年〇〇月〇〇日

注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載してください。

2 4（2）欄には、当該建築物を存置する予定がある場合は存置のために必要な管理その他の事項について、当該建築物を存置する予定がない場合は当該建築物の除却の予定時期その他の事項について記入してください。

- 誘導区域図 -

(1) 中心拠点（小城町）

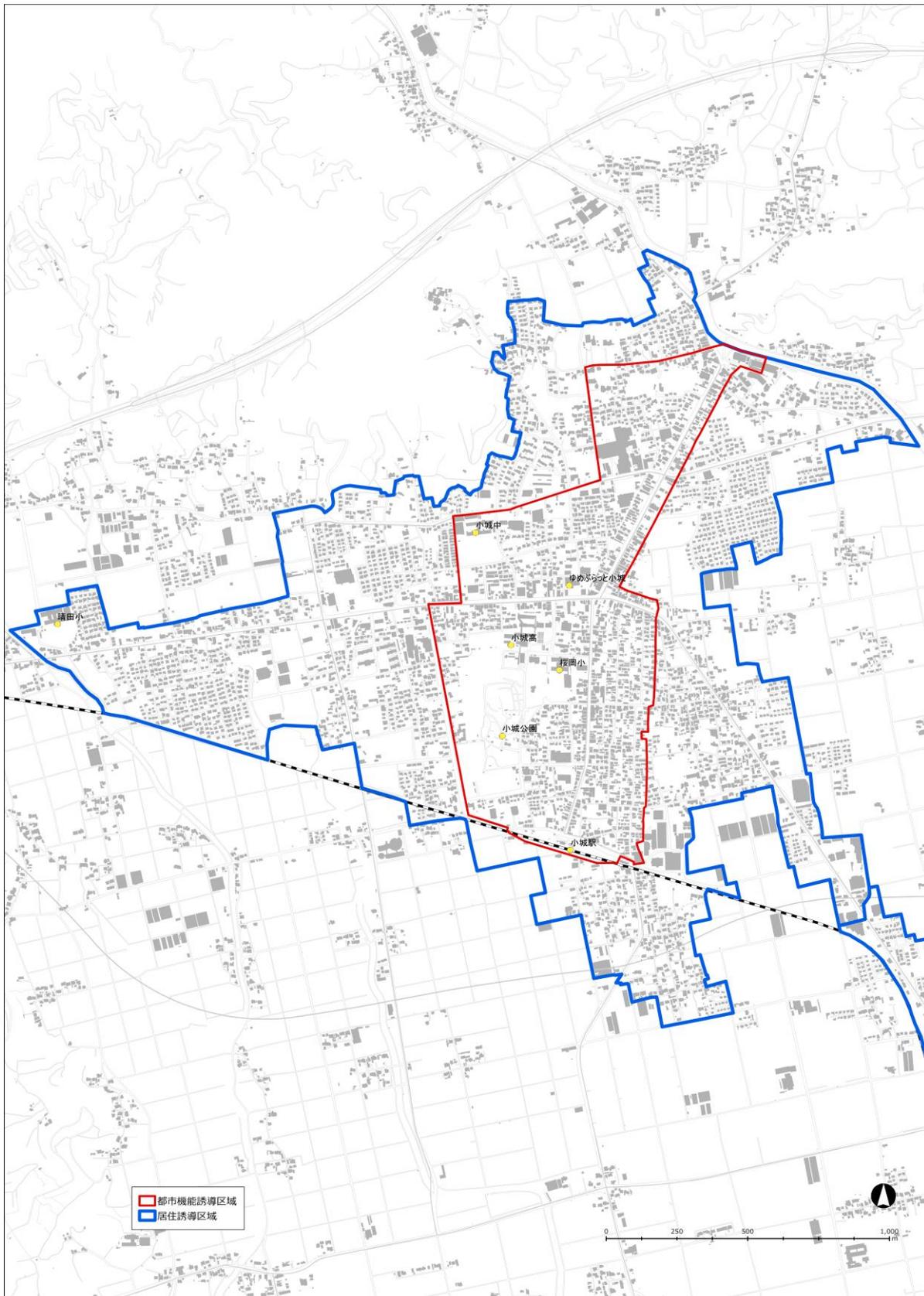


図 5 誘導区域の範囲【中心拠点（小城町）】

(2) 地域拠点（牛津町）

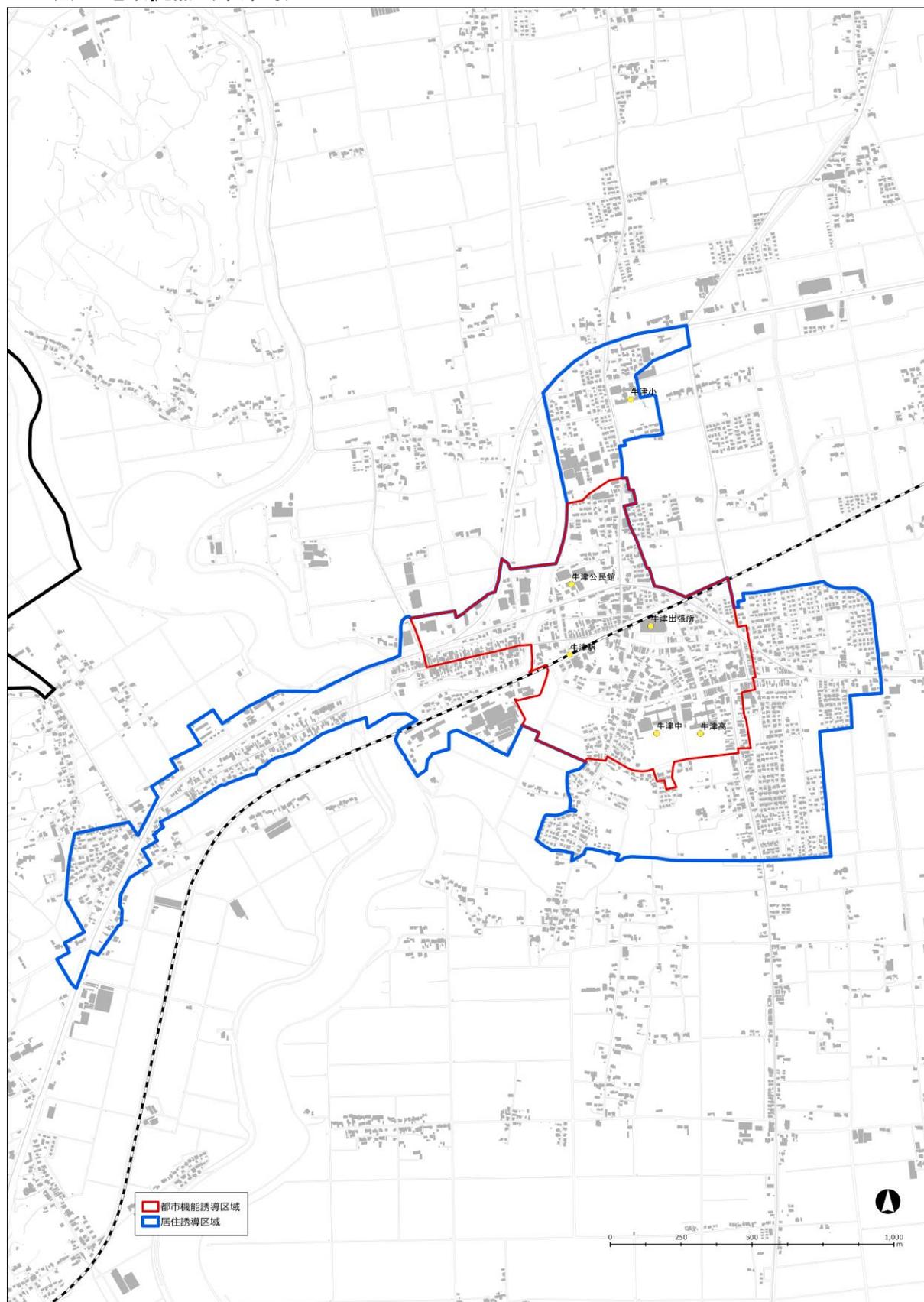


図 6 誘導区域の範囲【地域拠点（牛津町）】

(3) 生活拠点（三日月町）

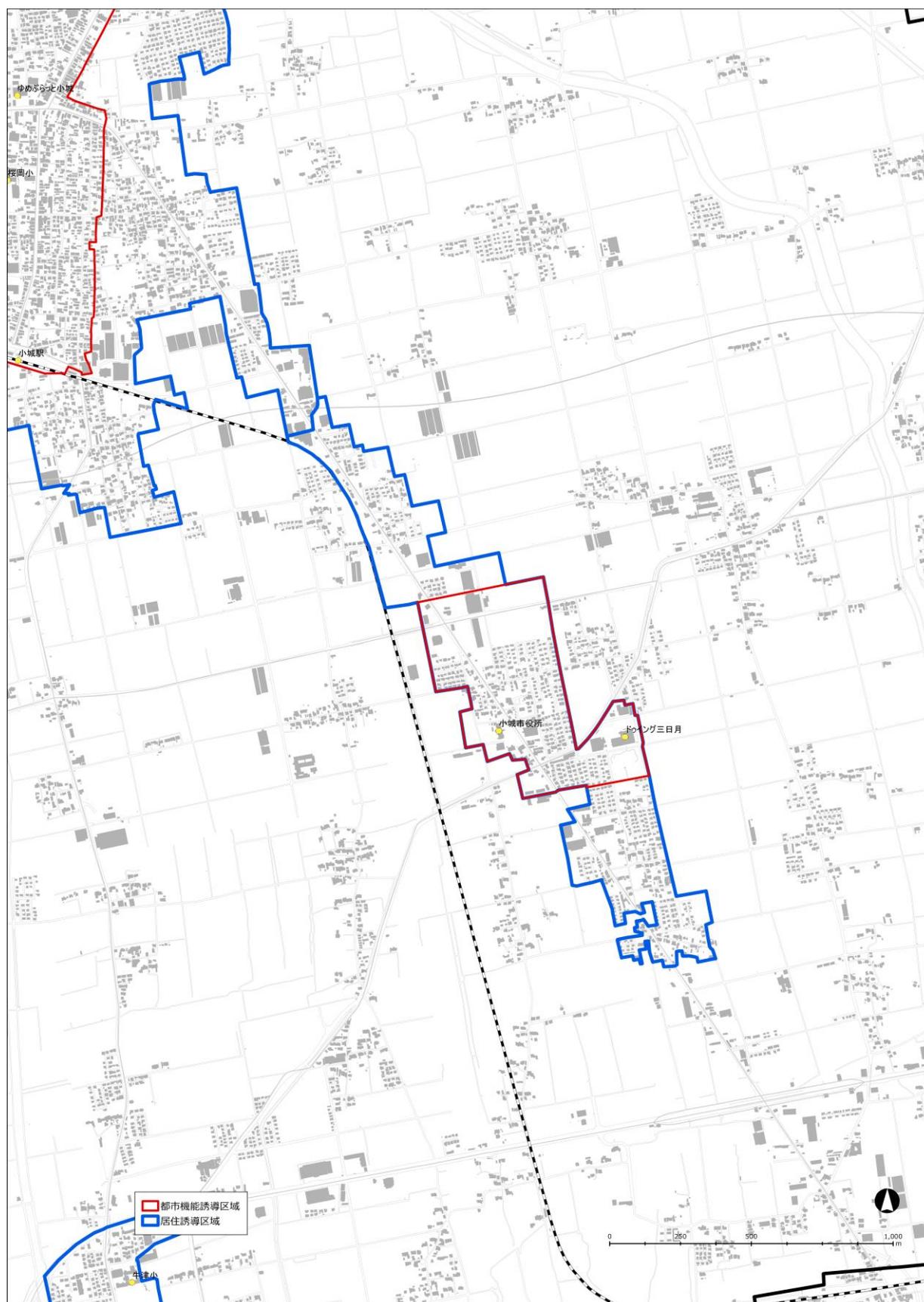


図 7 誘導区域の範囲【生活拠点（三日月町）】の範囲

(4) 生活拠点（芦刈町）

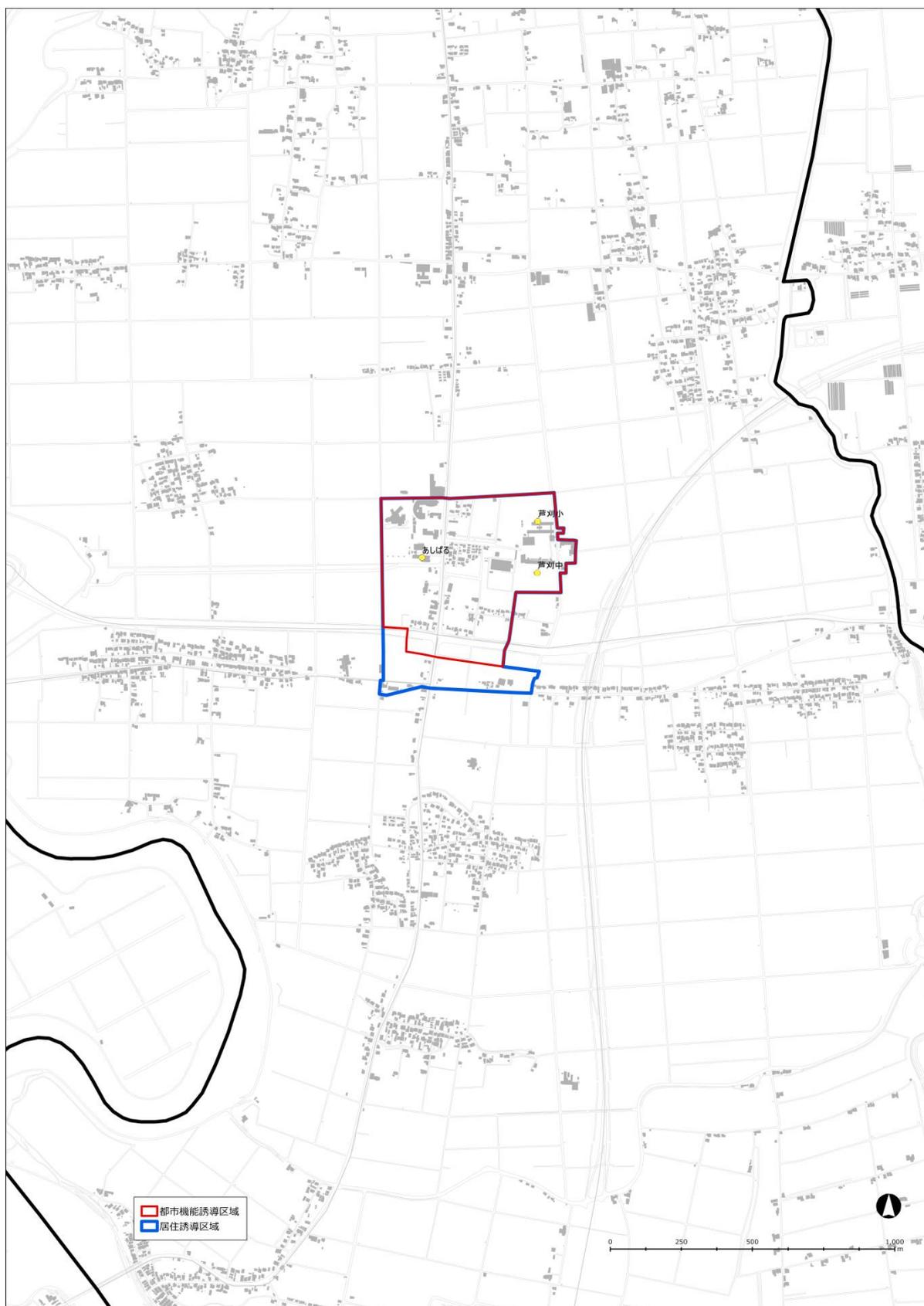


図 8 誘導区域の範囲【生活拠点（芦刈町）】の範囲

【問い合わせ先】

| | |
|-----------|---|
| 〒845-8511 | 佐賀県小城市三日月町長神田2312番地2 |
| 担当課 | 小城市役所 建設部 都市計画課 |
| TEL | 0952-37-6121 (直通) |
| FAX | 0952-37-6165 (直通) |
| E-mail | toshikeikaku@city.ogi.lg.jp |
| URL | https://www.city.ogi.lg.jp/main/22845.html |